

輪島市監査公表第25号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月10日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年12月25日（水） 上下水道局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年10月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○各地域で設置している飲料水供給施設は生活に欠かせない施設であるが、高齢化が進んでいることなどで維持管理が困難となってきたことから、今後も飲料水供給施設に対する補助金の交付などの施策を継続して行っていただきたい。

○水道量水器の検針作業の軽減や高齢者の安否確認などへの利用が可能となるスマートメーターについて、導入に向けた積極的な対応を行っていただきたい。

○水道老朽管の布設替えを進めているが、漏水などにより市民生活に支障をきたすことのないよう順次計画的な事業の推進に努めていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 滞納繰越分の整理について

下水道事業において、過年度分収入額と滞納繰越収入済額に相違がみられた。現年度及び過年度分収入、未納額、滞納繰越額の精査は複数人でするなどの対応を行うこと。